○　長崎県建設関連業務委託制限付一般競争入札試行実施要綱

制　　定　平成22年３月25日 21建企第735号
最終改正　令和５年３月27日 ４建企第566号

（目的）

第１条　長崎県が発注する建設関連業務委託（以下「業務」という。）に係る入札及び契約制度の客観性及び透明性並びに競争性を高めるため、この要綱に基づき制限付一般競争入札を試行する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　対象業務　　長崎県が発注する業務のうち、設計金額が1000万円以上、かつ、高度な技術を要する業務。なお、県内企業の活用を目的として実施するものについては、設計金額を原則500万円以上とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣が定める金額以上を除く。

(2)　関係部　　内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第１号）に規定する各組織のうち、総務部、危機管理部、県民生活環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。

(3)　関係部等　　関係部及び教育庁並びに警察本部をいう。

(4)　事務所　　関係部等の建設関連業務委託に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例（平成21年長崎県条例第11号）に規定する振興局又は長崎県組織規則（昭和46年長崎県規則第35号）第26条の表の水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関で建設関連業務委託に係る入札事務を執行する事務所等をいう。

(5)　競争参加資格委員会　　関係部等及び事務所において、別に定めるところにより設置した、業務に係る競争入札の参加資格の審査に係る委員会をいう。

(6)　所管課　　対象業務を所管する本庁の課をいう。

(7)　苦情検討委員会　　長崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成８年長崎県告示第587号）に基づき設置した長崎県政府調達苦情検討委員会をいう。

(8)　特定調達契約　　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される契約をいう。

(9)　制限付一般競争入札　　一般競争入札のうち地方自治法施行令第167条の５の２の規定による事業所の所在地又はその者の当該契約に係る業務についての経験若しくは技術的適正の有無等に関する資格を定め、当該資格を有する不特定多数の者による入札方法をいう。

(10)　事前審査型入札　　「総合評価落札方式」で実施する業務の外、特定調達契約対象業務等の入札前に競争参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき、落札決定する一般競争入札をいう。

(11)　事後審査型入札　　入札後において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格を提示したものについて競争参加資格審査を行い、当該入札者が入札公告に定める資格要件を満たしていると認めた場合に落札決定する一般競争入札をいう。

(12)　特定建設関連業務委託共同企業体　県が発注する測量、設計及び調査に係る建設関連業務委託において県内業者の技術の向上のため、共同受注方式により、県内業者の育成と経済的地位向上を図ることを目的として結成する共同企業体をいう。

（入札参加者の資格要件）

第３条　対象業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、第10条第２項の規定により当該競争参加資格を有する旨の通知を受けた者（事後審査型入札にあっては、第７条第６項に規定する届出書を適切に提出した者）とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。

(2)　対象業務に対応する、「工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等」（昭和53 年長崎県告示第975 号）第２により入札参加資格者名簿に登載された者で、当該名簿において入札参加を希望する業務として記載している者であること。

(3)　第７条第１項の規定による競争参加資格確認申請書又は同条第６項の規定による届出書（以下「届出書等」という。）の提出期限の日から落札決定（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長崎県条例第27号）第２条に規定する契約においては長崎県議会の議決をいう。以下同じ。）までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者であること。

(4)　届出書等の提出期限の日から落札決定までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(5)　届出書等の提出期限の日以前６月から落札決定までの間において、電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(6)　落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第１項若しくは第19条第１項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。

(7)　対象業務と同種業務の実績があること。ただし、特定建設関連業務委託共同企業体については、代表構成員に同種業務の実績を求めるものとし、その他の構成員には、案件毎に競争参加資格委員会において定めるものとする。

(8)　業務の実施にあたっては、一定の資格を有する技術上の管理を行う管理技術者を定めること。ただし、特定建設関連業務委託共同企業体については、代表構成員に技術者を求めるものとし、その他の構成員には、案件毎に競争参加資格委員会において定めるものとする。

(9) 特定建設関連業務委託共同企業体による入札にあっては、経常コンサルタント共同企業体（中小若しくは中堅のコンサルタント業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。）でないこと。

2　特定建設関連業務委託共同企業体の入札参加資格については、競争参加資格委員会が前項の規定に準じて構成員の要件その他構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。

3　必要な資格要件は、競争参加資格委員会において定めるものとする。

（競争参加資格設定調書の作成等）

第４条　事務所の長は、対象業務が見込まれるときは、所管課の長と協議のうえ、競争参加資格設定調書（様式第１号）を作成し、競争参加資格委員会に提出する。

（入札公告）

第５条　入札公告は、長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の規定に基づいて行うものとする。

（分割発注の禁止）

第６条　特定調達契約に係る業務については、政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）の適用を回避することを目的として、契約を分割してはならない。

（競争参加資格確認申請等）

第７条　事前審査型入札の場合において、競争参加資格の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入札公告日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に競争参加資格確認申請書（様式第２号。以下「申請書」という。）並びに第２項に規定する書類を提出するものとし、その提出先及び提出部数は、次表のとおりとする。

区　分	提　出　先	提出部数
本庁の課執行の業務	業務を執行する本庁の課	２部
上記以外の業務	業務を執行する事務所	２部

2　申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)　同種業務の実績表（様式第３号）

(2)　配置予定技術者調書（管理技術者、照査技術者）（様式第４号）

(3)　その他競争参加資格委員会が必要と認めるもの

3　申請書が特定建設関連業務委託共同企業体の場合にあっては、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を必要に応じて添付しなければならない。

(1)　特定建設関連業務委託共同企業体協定書の写し
(2)　配置予定技術者調書（技術者）（様式第５号）
(3)　配置予定技術者（技術者）の業務経験表（様式第６号）

４　申請書及び添付書類の作成に要する費用は、申請者の負担とし、これらの書類は、返却しないものとする。この場合において、申請書及び添付書類の内容を公表し、又は無断で他の用途に使用してはならない。

５　申請書及び添付書類の諸様式の配布期間、配付場所及び配付方法は、入札公告において明らかにするものとする。

６　前５項の規定は、事後審査型入札の場合に準用する。

この場合において、これらの規定中「競争参加資格の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）」とあるのは「入札に参加しようとする者（以下「届出者」という。）」と、「競争参加資格確認申請書（様式第２号。以下「申請書」という。）」とあるのは「競争参加資格確認届出書（様式第７号。以下「届出書」という。）」と読み替えるものとする。

（入札説明書の交付）

第８条　入札説明書は、図面、仕様書、入札参加者の適正かつ迅速な見積もりに必要な情報が記載された資料等を別冊として整備するものとする。

２　入札説明書は、入札公告後速やかに交付するものとし、入札期日の前日まで交付するものとする。

３　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法は、入札公告において明らかにするものとする。

（入札説明書に対する質問及び回答）

第９条　申請者又は届出者は、入札説明書の内容について、質問をすることができる。この場合において、申請者又は届出者は、入札期日の７日（設計金額が5,000万円未満の業務においては５日。休日を除く。）前までに、第７条第１項の表に規定する提出先（以下「提出窓口」という。）に、別に定める方法により提出しなければならない。

２　質問に対する回答は、前項の規定による提出期限の日の翌日から起算して２日（休日を除く。）以内に、別に定める方法により回答するものとする。

（事前審査型入札の競争参加資格の確認）

第10条　事務所の長は、申請書の提出があった者について、競争参加資格確認申請書一覧表（様式第８号）を作成し、競争参加資格委員会に提出するものとする。

２　知事又はかいの長（以下「知事等」という。）は、競争参加資格委員会において、競争参加資格の有無を、申請書の提出期限の翌日から起算して10日以内に、競争参加資格確認通知書（様式第９号）により申請者に通知するものとする。

３　前２項の規定は、事後審査型入札には適用しない。

（競争参加資格がないと認められた者又は不適格と認められた者に対する理由の説明）

第11条　競争参加資格がないと認められた者（事後審査型入札にあっては、第20条第２項の規定により不適格と認められた者）は、別に定める手続に基づき、その理由について説明を求めることができる。

２　知事等は、前項に規定する求めによる審査の結果、競争参加資格があると認めた場合は、同項の説明とともに、前条第２項の規定による通知を取り消す旨及び競争参加資格がある旨の通知をするものとする。

３　前項の規定は、事後審査型入札には適用しない。

（現場説明会）

第12条　特に必要と認められる場合は、現場説明会を開催することができる。

（競争参加資格確認通知書等の提示）

第13条　入札執行者は、入札会場において、入札の執行の前に、競争参加資格確認通知書の写し又は受理された届出書の写しの提示等により、入札に参加しようとする者が当該入札に参加できる者であることを確認するものとする。

（郵便入札）

第14条　特定調達契約入札にあっては、郵便による入札書の受領期限を定めるとともに、入札公告において、書留郵便により当該期限内に必着とする旨定めなければならない。この場合において、受領期限は入札執行の日時前に定めることができる。

（入札回数）
第15条　入札回数は、対象業務ごとに２回までとする。この場合において、入札の結果、落札者がいない場合には、随意契約によることができる。

（最低制限価格）
第16条　長崎県財務規則第98条第１項第２号の規定により別に定める額（平成14年長崎県告示第657号）により最低制限価格を設定するものとする。

（低入札価格調査）
第17条　この要綱にて定める特定調達契約対象業務をはじめ、総合評価落札方式で実施する入札の場合は、長崎県建設関連業務委託低入札価格調査制度要綱の規定を適用するものとする。

（開札）
第18条　入札執行者は、開札後、不調となった場合を除き、入札参加者に対し次に掲げる内容を告知するものとする。
(1)　予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格を提示したもの（以下「落札候補者」という。）から順に第３順位までのものの入札金額及びその氏名又は名称
(2)　予定価格及び最低制限価格
(3)　第19条第１項及び第20条に関する事項

（事後審査型入札の競争参加資格の審査）
第19条　事務所の長は、第７条の届出書を入札公告等に示した競争参加資格要件に基づき、その内容を原則として落札候補者を決定した日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に審査するものとする。この場合において、競争参加資格の審査に疑義が生じたときは、競争参加資格委員会に諮るものとする。

（落札決定又は競争参加資格不適格の決定）
第20条　事務所の長は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、直ちに落札者決定通知書（様式第10号）により入札参加者全員に通知するものとする。
２　事務所の長は、落札候補者が競争参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して競争参加資格がない旨を競争参加資格要件不適格通知書（様式第11号）により通知する。
３　前項の場合において、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）があるときは、その者に落札候補者となった旨の通知を落札候補者決定通知書（様式第12号）により行う。この場合においては、前条及び前２項の規定を準用する。
４　前項の規定は、次順位者以外に落札候補者となる者がある場合に準用する。

（事前審査型入札の特例）
第21条　前３条の規定は、事前審査型入札には適用しない。

（契約の不締結）
第22条　落札者が、入札公告に定める入札参加資格要件（要件のうち、指名停止又は指名除外の措置に関するものについては、指名停止又は指名除外の措置を受けていない者に限る。）のいずれかを満たさなくなった場合、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。
２　契約担任者は、前項の規定により契約を締結しない場合、直ちに、落札者に対して、その旨を通知しなければならない。
３　契約担任者は、第１項の規定により契約を締結しない場合、当該業務を再度の一般競争入札に付するものとする。

（入札の無効）
第23条　申請書若しくは添付書類に虚偽の記載を行った者又は第10条第２項の規定による通知を受けてから落札決定までの間において第３条の規定による資格要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。
２　前項の規定は、事後審査型入札の場合に準用する。この場合において、「申請書若しくは添付書類」とあるのは「届出書若しくは添付書類」と、「第10条第２項の規定による通知を受けてから落札決定」とあるのは「届出書を提出した

日から落札決定」と読み替えるものとする。
３　第８条の入札説明書の交付を受けていない者のした入札は、無効とする。

（配置予定技術者）

第24条　受注者は、第７条第２項の規定により提出した書類に記載した技術者を当該業務に配置するものとする。

（入札結果一覧表等の公表）

第25条　事務所の長は、入札（競争参加資格の有無）の結果について、落札者の決定後遅滞なく入札結果一覧表（第10条第２項の規定により競争参加資格がないと認められたものがある場合においては、同項に規定する競争参加資格確認通知書の写し又は第20条第２項の規定により競争参加資格要件を満たしていないことを確認した場合においては、競争参加資格要件不適格通知書（様式第11号）の写しを含む。）を作成し、これを事務所において閲覧に供する方法により公表しなければならない。

２　入札結果を公表する期限は、契約を締結した日の翌日から１年を経過した日までとする。ただし、第22条第１項の規定により契約を締結しない場合は、同条第２項の規定による通知をした日の翌日から１年を経過した日までとする。

（落札者とされなかった者に対する理由の説明）

第26条　入札に参加した者で落札者とされなかった者は、対象業務の入札手続に関し異議があるときは、別に定める手続に基づき説明を求めることができる。

（提出期限等の特例）

第27条　競争参加資格委員会は、対象業務の緊急性が高く早期の着手を要する場合、対象業務の履行に高度な技術力を必要とするため審査手続に時間を要する場合その他正当な理由がある場合は、第７条第１項及び第９条第２項の規定にかかわらず、提出期限、回答期限等を短縮し、又は延長することができる。

（電子情報処理組織による入札の特例）

第28条　電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と入札又は見積りをする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う方法（「電子入札」という。）を指定したときは、この要綱に規定する入札手続のうち別に定めるものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。

（その他）

第29条　「総合評価落札方式」で実施する一般競争入札の場合は、本要綱と併せて、長崎県建設関連業務委託総合評価落札方式試行要領（令和４年３月23日３建企第518号）によるものとする。

附　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。（平成22年３月25日　21建企第735号）
この要綱は、平成23年４月１日から施行する。（平成23年３月25日　22建企第677号）
この要綱は、平成25年６月１日から施行する。（平成25年５月21日　25建企第108号）
この要綱は、平成28年４月１日から施行する。（平成28年３月31日　27建企第655号）
この要綱は、平成31年４月１日から施行する。（平成30年11月９日　30建企第434号）
この要綱は、令和２年９月30日から施行する。（令和２年９月30日　２建企第360号）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。（令和３年３月２日　２建企第617号）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。（令和４年３月25日　３建企第560号）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。（令和５年３月27日　４建企第566号）